

目議第1408号
令和4年11月10日

様

目黒区議会議長

宮澤 宏 行

質問通告について

令和4年11月22日開会の第4回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 そうだ 次郎

目安時間 45分

1 脱炭素社会に向けての区の実施について

目黒区においては、令和4年2月に2050年にゼロカーボンシティ実現を目指すことを表明した。実施計画では、区有施設の電力供給や庁用車など計画事業に掲げている。2050年に向けて環境基本計画改定を予定し、具体的な取組の検討が進んでいることも承知している。しかし、実現に向けては、区役所だけの努力では達成できるものではない。時限を区切った明確な目標を設定して、区民一人一人が自発的に環境配慮した行動に取り組んでいける様に機運の醸成が不可欠である。今後、区民に対してゼロカーボンシティ実現に向けた取組を具体的に周知啓発をしていくのか、区の実施を問う。

2 「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」の実施状況について

いて

「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」の計画目標として、学習用情報端末等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上や教員のICT活用指導力の向上等が挙げられているが現状の取組状況と課題について問う。

3 小型充電式電池等の回収について

リチウムイオン電池などの小型充電式電池が家庭ごみに混ざって出されている。それが原因で、清掃工場や清掃車で火災が起きる事案が全国で多く見られる。修理には日数もかかり、費用も大きく、区民にとって生活に直接関わってくる事故であり、最前線で働く清掃員や職員の皆さんは、仕事上で安全・安心が脅かされる命懸けの作業になる。区としての対応を問う。

また、タブレット、ワイヤレスホン、携帯型扇風機、加熱式たばこなどはリサイクルの義務はなく、リサイクルマークが表示されていない。そのため本体ごと破棄してしまい火災になるケースが多々ある。こうした中、独自に分別をしている自治体もあると聞いている。目黒区の対応と周知について問う。

質問者氏名 いいじま 和代

目安時間 40分

「支えあう温かな目黒」めざして、大きく3点5項目の質問をさせていただきます。

1 一時保育について

- (1) 目黒区の一時的保育の状況について伺います。
- (2) 長引くコロナ禍の影響により、育児の孤独・孤立化が進み、育児にストレスを抱える方が増えています。保護者がリフレッシュできるように気軽に預けられる一時保育が必要と考えますが、区の所見を伺います。

2 骨粗しょう症検査について

要介護となってしまう高齢の女性の原因が、骨粗しょう症が多いと言われています。そこで、骨粗しょう症検査を目黒区の検診として行うべきと考えますが、区の所見を伺います。

3 自殺予防対策について

(1) 全国的に自殺が増加していますが、目黒区における自殺予防対策について伺います。

(2) 自殺対策の中で、自殺未遂者への対応として、病院と自治体が連携し自殺未遂者への「伴走」支援の取り組みが広がっています。

孤立しがちな当事者のSOSを早期にキャッチするために、自殺未遂者への対応として、病院と自治体の連携が必要と考えますが、区の所見を伺います。

質問者氏名 齊 藤 優 子

目 安 時 間 3 5 分

1 高齢者の家賃助成制度の拡充を

(1) 高齢者世帯等居住継続家賃助成制度の募集を1回から2回にせよ

6月に募集を行い、新規で家賃助成を受けることになった人は4月からさかのぼって支給される家賃助成制度の申し込みは年1回となっている。年1回の募集のため、制度があることを知っても申込期間を過ぎてしまい、1年待たなくてはいけない人もいる。制度の認知も含めて、年1回の募集を2回にするべきではないか伺う。

(2) 高齢者世帯等居住継続家賃助成制度の受給期間を6年から当面10年に拡充せよ

急激な物価高騰で年間の支出が8万円から10万円さらに増えることになり、毎年値上がる社会保障の負担に加え、医療費負担も増えているが、年金は下がり続けている。今年の夏に行った区議団アンケートでは国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の値上がりに8割の高齢者が反対と答え、高齢者のことを考えてほしいという声も寄せられた。先行きの見通しが立たないなか、住まいは人権のひとつである。高齢者の生活を支える家賃助成の受給期間について区議団は期限なしでの助成を求めているが、せめて6年から10年に拡充するべきではないか伺う。

(3) 高齢者世帯等住み替え家賃助成を復活せよ

高齢者世帯等住み替え家賃助成は2016年度に終了したが、区内

の賃貸物件も建て替え等により、立退きの要求や老朽化が著しいなどを理由に引っ越したいけれど、まとまったお金がないために引っ越しできない人もいます。コロナ禍のなか、区民の暮らしを支えるために高齢者世帯等住み替え家賃助成を復活すべきだが、いかがか。

2 新型コロナウイルス感染症の第8波の対策を抜本的に強化せよ

(1) 第8波に備え、保健所の人員体制を強化せよ

この冬、第7波を超える新型コロナウイルス感染症の患者が45万人、インフルエンザの感染者数と同時流行で75万人の感染者が出ると予測されている。京都大学教授の試算では来年2月までに800万人程度が感染するという数字を発表している。デジタル化が進んでも、扱うのは職員であり、全庁的応援体制があったとしても、コアな業務を担っているのは基本的に保健所の常勤職員である。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の脇田座長は国会の参考人として、保健所の体制について感染拡大で機能しなくなっているのは圧倒的な人員不足によるものと答えている。

根本的に、保健所設置の拡充や、直接雇用の保健所職員数を増やすことなしに、連携や権限強化などで解決できる問題ではない。平時から人員不足が常態化している医療や公衆衛生体制に一定の余力を持たせた人員配置を行わない限り、またもや医療崩壊や介護崩壊、そして、保健所機能麻痺を繰り返すだけであると述べている。

保健所として知見を積み上げるためにも第8波のために人員配置を強化すべきだが伺う。

(2) 第8波に備え、臨時の発熱外来を設置せよ

すでに北海道の感染者数は過去最高を記録し、目黒でも発熱外来に連絡しても断られるケースが出ている。発熱外来は東京都が設置主体になっているが、第8波に備え、区としても発熱外来を設置すべきだと思うが、いかがか。

3 国民健康保険制度の拡充を

(1) 未就学児の均等割半額措置を就学児まで拡充せよ

子育て世帯の国民健康保険料は収入の1割にもものぼっている世帯もある。子どもの均等割は多子世帯ほど負担が重く、子育て世帯から切実な声が寄せられている。国は未就学児までの均等割を半額にしてい

るが、不十分である。就学児まで拡充するべきだがいかがか。

(2) 区独自で個人事業主、フリーランスにも傷病手当を支給せよ

傷病手当金は会社を休ませて外出を控えることが出来る環境を地域保健、国民健康保険で整え、感染拡大の抑制を目的としたもの。国は傷病手当金について個人事業主やフリーランスは収入算定が難しいとして、対象外としてきた。

自治体の判断で傷病手当金や見舞金という形で個人事業主やフリーランスにも支給することができ、全国で15自治体が支給している。感染の波が来るたびに感染者数が増えているため、傷病手当金の申請数は年々増え、今年度は130件程度を見込んでいます。申請数は増えているが、ことし9月の感染症法改正により、自宅待機期間も短くなったことから支給金額は減っている。

しかし仕事を休みにくいのは給与所得者だけではなく、働かないと収入が得られない個人事業主やフリーランスも同じである。感染拡大を防止する観点からも一定の金額を設け、傷病手当金を支給するべきだがいかがか。

質問者氏名 金 井 ひろし

目安時間 45分

1 インクルーシブ教育の権利について

私は共に学び、育ち、そして共に生きる。この支援活動を長年してきました。だれもが共に学ぶ場を大切にしたいという思いから普通学級に通う、特別に支援の必要な子どもたちについて活動してきました。一般質問はもとより、予算・決算の各特別委員会でもたびたび取り上げております。ここで、本年9月、「障害のある子どもにインクルーシブ教育の権利を」と国際連合が、日本政府に勧告したことについて区の見解を伺います。

2 学童保育クラブの保険料の二重払いについて

目黒区は学童保育を大切に守りつつ、共働き世帯の増加が著しいなか、対応策として民間の学童を増やし、公立学童保育クラブの民営化を図り対応してきました。さて、民営化した学童保育クラブにおいて重大な問

題が指摘されました。それは、賠償責任保険料の二重払いがあったということです。この重大な問題について、本区としてどのように捉え、対応をするつもりか伺います。

3 区民への窓口対応について

かねてより日本の行政システムは申請主義をとっております。ここでは、情報を知らなかったことで、受けられるはずの行政サービスを受けられなかったということがあり、課題があるのではないかと感じました。窓口に出てきた担当者によって、しっかりと教えてくれる方もいれば、うっかり伝えそびれていた、ということもあると思います。そこで、この窓口対応について伺います。庁内全体で見直すべき時がきていると思いますが伺います。

4 「2050年ゼロカーボンシティの実現」に向けた目黒区の取り組みと「ゼロエミッション東京戦略」の受け止めと取り組みについて

本年2月、目黒区では「2050年ゼロカーボンシティの実現」に向けて、区長は表明しました。区長の決意と覚悟、具体的な取り組みについて伺います。また、2019年に東京都が宣言した「ゼロエミッション東京戦略」を踏まえ、「2050年ゼロカーボンシティの実現」の表明に至るわけですが、本区において、新しい清掃工場が2023年3月に本格稼働することから、ゴミ減量に向けたさらなる取り組みについて伺います。

質問者氏名 吉野正人

目安時間 45分

1 民生委員・児童委員の活動に対する区としての取組についての現状と課題について伺います。

2 6年ぶりに復活した職員報の成果と課題について伺います。

3 学校の働き方改革について

(1) 中学校の部活動改革についての現状と課題について伺います。

(2) ICTを活用した校務効率化についての現状と課題について伺います。

(3) 教員のメンタルヘルス対策についての現状と課題について伺います。

4 区内に公立小学校が開校して150年となる令和5年度に、目黒の教育

- 1 5 0 周年として全区的な取組を行うべきと考えますが見解を伺います。
- 5 小学校における午前 5 時間制実施校についての現状及び成果と課題について伺います。

質問者氏名 梅 田 まさみ
目 安 時 間 3 0 分

1 基金の運用全般に関して

- (1) 今年度の基金の運用は現時点で期待値どおりの結果で推移しているか伺います。

(2) 監査委員の検査に関して

それぞれの基金条例を見ると、地方自治法に定められている監査委員による検査および報告について、特に定めはありません。

目黒区のホームページでは、この検査「例月出納検査」について、「事務処理が適正かどうかを検査するもの」と説明しています。

監査委員による検査をするというのは、地方自治法に定められているとおり、事務処理が適切かどうかチェックするだけでなく、自治体が管理している資金が適正に管理されているか、公金の動きをきめ細かくチェックして、公平性や透明性を高めるためのものだと思います。自治体によっては毎月必ず、この検査報告をホームページに掲載し、しかも支出と収入、基金の増減を一桁まできちんと一覧表にして、広く公開しているところもありますが、目黒区は現状で十分機能しているとお考えなのか伺います。

(3) 条文に基づいた管理、運用方法の確認

ア 基金の管理、運用について、地方自治法第 2 4 1 条では「确实かつ効率的に運用しなければならない」となっています。これに対して、目黒区の基金条例では「最も确实かつ有利な方法により管理しなければならない」となっています。地方自治法で定めている「确实な運用、効率的な運用」と目黒区の基金条例で定めている「最も确实かつ有利な方法による管理」とは表現が違いますが、「最も确实かつ有利な方法による管理」は具体的に、どのような運用、管理になっているのかを伺います。

イ 資金の管理、あるいは運用で、確実性と有利さは矛盾するという考え方について

金融機関が、顧客の資金を預かって、一定のリスクを前提に運用している場合は、元本を保証するものではないとの説明が書いてありますし、仮に元本割れした場合でも、金融機関が責任を負うわけではありません。自己責任で投資運用する、というのが一般常識になっています。通常、確実性というのは、元本保証前提のことが多く、リスクをとって元本割れの恐れがある場合は、確実な運用とは言いません。逆に有利な運用というのは、元本割れのリスクもある代わりに、運用で資金が増える可能性がある、ということになります。つまり確実な運用と有利な運用とは、相反する運用方法で、同時に実現するのは難しいと考えます。実際の管理運用では、この点はどのように認識されているのか伺います。

2 目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例に関する質問

(1) 屋内喫煙所設置後のポイ捨て状況について

屋内喫煙所の設置後、たばこの吸い殻が捨てられている状態が減ったように思えますが、設置後はたばこのポイ捨ての本数に変動はあったのか伺います。

(2) 感染症予防のために使用したマスクが新たなポイ捨て対象になっていると想像しますが区民からの苦情や、回収をする側に苦勞することはあったのか伺います。

(3) 加熱式たばこ、電子たばこなどの「新型たばこ」の取り扱いについて

令和元年第3回定例会の一般質問で加熱式たばこの取扱いについてお伺いしました。目黒区としては、目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例第8条の、区民等は公共の場所を歩行中に喫煙をしないよう努めるものとするとの規定における喫煙及び第8条の第2の路上喫煙禁止区域に係る喫煙に当たると考えています。との答弁でした。

さらに加熱式たばこは燃焼していないため、区の路上啓発パトロールにおいては、相当に接近するなどして確認しなければ、喫煙していると判断することができないなど、難しい面もございますが、他の喫煙を誘発してしまうおそれもあることなどを踏まえ、一般のたばこ

区別せずに、注意喚起や指導の対象としております。とのことで難しいながらも、注意喚起や指導の対象とするという事でした。

しかしながら、最近では電子たばこを吸引する方も増えてきました。

厚生労働省では加熱式たばこは「たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品」を用いているとし、電子たばこは「液体を加熱して煙霧を発生させて吸入するもの」として区別しています。加熱式たばこは燃焼していないので目視確認がしにくい、という問題に加えて、電子たばこの区別がつきにくいという問題が加わった状況ですが、現況はどのように注意喚起をされているのか伺います。

質問者氏名 岸 大 介
目 安 時 間 30分

1 介護保険制度の取り組みについて

「介護保険制度」というのは平成12年の開始から20年以上が経過しており、現在では高齢者の生活を支える重要な社会保険制度の一つとなっている。

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、或いは「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年に向けて、はたまた人口減少の局面に向けて、この制度の持続可能性については議論する時期に来ておるのやもしれません。

- (1) 「寝たきり」になってからの、男性で平均9年、女性で12年という期間、世界ワースト1位ともいわれるこの期間の社会コストを抑えるために、区としてはどのような事を考えているのか伺う。
- (2) 介護保険という社会保険制度の運用が主目的である介護保険課が、「シニア健康応援隊」という事業を実施する背景は何か伺う。
- (3) 「シニア健康応援隊」と、今年度から開始した「フレイルサポーター」の位置づけ、またその中身、或いは段階に関しては、どのように整理なさっているのか伺う。
- (4) 「シニア健康応援隊」へは、これまでどのようなサポートを行ってきたのか。来年度にむけてのサポートの充実は考えているのか、所管課の認識と、応援隊の活動現場でのギャップはどのようにすり合わせてゆくのか

伺う。

2 空き家問題に端を発する、行政区を越えた所での道路建築物維持管理について

今年の5月6日、大岡山駅に抜ける、大田区に所在する私道沿いの空き家の2階部分の外壁が崩壊するという事例があった。この箇所危険性は以前より再三指摘されていた所であり、また、昔から目黒区民の通勤・通学のため、或いは日常生活に親しまれてきた私道沿いの空き家であった。

(1) 区民等から空き家や老朽家屋の相談があった場合には、どのような対応を行っているのか、それが行政区を跨いでしまっている場合の対応は如何か伺う。

(2) 深刻な空き家問題の難しさの象徴たる事象に、法改正等も含めて、現実に即した対処の仕様を検討すべきではないか伺う。

質問者氏名 白 川 愛

目安時間 30分

1 令和3年度の公益通報者保護制度の利用実績の公表を受けて以下質問

(1) 該当事案につき区長部局として事実の把握をした時期、経緯を含め、この公益通報の内容、また、公益通報保護委員の調査結果報告書にあるような執務室における個人情報管理状況が恒常的に不十分であり続ける状況を長年にわたり放置し続けてきたことを青木区長は今、改めてどのように検証しているのかを伺う。

(2) 公益通報の調査結果報告を受けた令和4年2月以降、すなわち令和4年9月にも執務室内で施錠され適正に保管されているはずの区民35名の個人情報キャビネットから紛失するという事態が発生しているが、目黒区行政組織において個人情報の取り扱いに対する本区の基本理念すら未だ共有されない現状を行政のトップとしてどのように捉えているのかを伺う。

(3) 過去答弁を踏まえ該当事案における個人情報の漏えいリスクを最小限に抑えるために区長が取った次善の策について伺う。

2 区有施設全般に設置されている設置が義務付けられている機器に関して、どの建物に、いつ、どのような機器を取り付けたか、どこの所管が把握し、

耐用年数がきたらどこの所管が定期的に交換するという流れになっているのかを伺う。特に区有施設に設置済みの火災報知機について確認したい。

3 区民満足度に関する調査含め各種区が行う定量調査についての質問

目黒区では現在区民満足度に関する調査を不定期で住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の3,000人に対しての定量調査を行っているが、サーベイの対象となっていない18歳未満の区民、とりわけ質問票に回答ができない児童、未就学児童の生活実態が区民満足度調査に反映させられていない現状を目黒区ではどのように捉えているのかを伺う。特に長期計画を策定する際にサーベイ対象外住民の生活実態はどのように計画に反映させているのかについて確認したい。

質問者氏名 たぞえ 麻 友

目安時間 30分

社会福祉制度という言葉の中には、社会福祉六法に始まり様々な制度があり、非常に複雑です。複雑であるが故に、制度のはざまに陥ってしまう人や繋がりにくく円滑に利用できない区民もいます。国は「我が事・丸ごと」地域共生社会を謳っており、その意味するところは地域住民や地域の主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を実現していくことです。目黒区はこれまで、福祉分野の横断的な相談支援に対して、総合的な調整の役割を担っていくとして福祉総合課を新設したり、「重層的支援体制整備事業」を視野に入れてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置したりと福祉体制の強化を進めていただいていることを認識しています。

- 1 包括支援センターや福祉総合課、CSWはそれぞれが前面に立って地域共生社会を推進していただきたいが、まだその名前が十分に知られていないだけでなく、知られていても何をしてくれるのかわからないと言われることがある。広報に努めるのはもちろん、あらゆる手段でこれらの組織が先ず相談にのる体制の整備を進めてはいかがか。
- 2 福祉が必要な方の背景は一人ひとり異なる。複数の制度にまたがる場合や利用者だけでなく、ご家族への支援が必要な場合もある。目黒区ではど

のように利用者や世帯に対する包括的な支援を提供しているのかを伺う。

- 3 福祉の中でも最近認識が高まっているひきこもり状態にある方について、目黒区では相談体制や家族会の支援など実施しているが、次は居場所支援が必要だと思われる。特に若いひきこもり状態にある方が気軽に来て、生活の軸を学べる居場所の提供についてどう思っているのか伺う。

質問者氏名 小 林 かなこ

目 安 時 間 4 0 分

- 1 西小山の街づくりの今後の進め方について

西小山街づくり協議会では、10月31日に「西小山地区の将来像の実現に向けたまちづくり提案～一人一人が参加し支え合う街西小山～」を区長に提出した。この提案を受け、区としては今後の「西小山街づくり整備計画」の改定に向けて、具体的にどのように進めていくのか伺う。

- 2 西小山駅周辺における無電柱化の推進について

6月末に行われた原町一丁目7番・8番における無電柱化の住民説明会では、一般的に行われている共同溝方式にて工事を進めていく方針であることと、工事内容などについての概要が説明された。現在、補助46号線でも共同溝方式での無電柱化の工事が進んでいるところであるが、以下3問伺う。

- (1) 本区における無電柱化の電線管理者は東京電力パワーグリッドだが、大手電力10社の本年4月から9月期の連結決算が今月1日に出揃い、石炭や天然ガスなど発電用燃料の高騰に円安が重なり調達コストが急増したことから、9社において赤字となり、東京電力ホールディングスの営業損益は1,560億円の赤字で過去最大となった。

今後、西小山駅周辺における無電柱化に影響は出ないか、また、現在の工程で「確実に」無電柱化が進むよう、区としてどのような対応を行っているのか伺う。

- (2) 原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業の区域内に整備される予定の広場では、現在、無電柱化に伴う地上機器、いわゆるトランスボックスを4台設置することで計画が進んでいる。ただでさえ広くはない場所に4台も置くと場所もとりに、落書きをされる懸念もある。従来の大き

さではなく、コンパクトサイズのものや、デジタルサイネージを使った情報発信型のもの、また、4台置くので統一性を持たせたアートラッピングや地域避難所案内図のパネルを施すような使い方もできるのではないかと。落書き防止や美観、賑わい創出の観点から、このトランスボックスの利活用について区の考えを伺う。

- (3) 原町一丁目7番・8番の無電柱化にあたり、にこま通り商店街とえびす通り商店会、弁天通り睦会ではそれぞれの商店街の途中までが令和7年度までに無電柱化される計画である。商店街で無電柱化されない部分は狭い区道がそのまま残ることになり、西小山街づくり協議会でのアンケート結果の中でも、西小山駅周辺における無電柱化の現実と理想の乖離が大変大きく、課題が浮き彫りになっているのが現状である。特に、にこま通り商店街においては道路の幅員が約4メートルと大変狭く、本年5月には商店街で火災も発生したことから、住民の間でも防災・減災に対する意識が一層高まってきている。

商店街の途中で無電柱化が途切れることによって、安全で快適な歩行空間の確保ができず、防災・減災機能の減少、そして景観への悪影響などが懸念されるが、中途半端なこの状況を区としてどのように捉え、今後、西小山駅周辺における無電柱化の更なる推進に向けてどのような考えがあるのか伺う。

3 コロナ禍での学校給食の充実について

現在、区立小・中学校では学校給食時にいわゆる黙食が行われている。学校給食における新型コロナウイルス対策については、先般文部科学大臣が「必ず黙食することを求めているわけではない」と述べ、適切な感染対策をとれば給食時に会話ができるとの考えを示した。

福岡市教育委員会では本年6月に黙食を見直し、大声でなければ会話は可能と緩和した一方、感染している児童・生徒がいる学級や、学級閉鎖が明けて2日以内の学級については給食時間の会話を控えるなど、状況に応じて対応している。また、愛知県教育委員会では、今月から給食時の感染対策を変更し、小声で話しても良いとした。自治体の中にはこのような動きもでてきているが、食事の際は感染のリスクも高く、学校給食時にはまだまだ感染対策が必要だと考える。

そこで、区立小・中学校において、感染対策を講じつつも学校給食の時

間を充実させていくための区の考え方を伺う。

質問者氏名 武藤 まさひろ

目安時間 35分

- 1 「自転車の安全な利用の促進に関する条例」について
 - (1) 令和2年10月より「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行された。そこで条例施行前後の区内の自転車事故件数を伺う。
また、自転車損害保険加入者率、ヘルメット着用率について区の所見を伺う。
 - (2) 区は「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行したが区民の認識は、不十分だと感じる。例えば、自転車購入時や自転車安全教室などで自転車条例のチラシなどを配布してはどうか。
- 2 高額療養費について
 - (1) 同じ月内に支払った自己負担金が自己限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により高額療養費として支払われる。最初から病院への支払いを自己負担限度額までに抑えるには、どのような手続きが必要か伺う。
 - (2) 区のホームページには高額療養費の申請方法の記載があり、その中に事前申請の部分があるが、全体の文字が小さく他の情報量が多く、事前申請が強調されていない。厚生労働省のホームページには、事前申請が、質問形式で記載となっている。区のホームページでも事前申請の仕方をレイアウト含め、分かりやすく記載する必要があると思うがいかがか。
- 3 東京都の地方版図柄入りナンバープレート導入について
 - (1) 東京都が来年の10月交付を予定している、地方版図柄入りナンバープレート導入について区の考えを伺う。
 - (2) 品川区、葛飾区において原動機付バイクの図柄入りナンバープレートを作成している。区制90周年の意義を含め、区の独自のアピールにつながるかと思う。目黒区での実施についての考えを伺う。

質問者氏名 松 嶋 祐一郎

目 安 時 間 30分

1 学校給食を無償にすることについて

この間の急激な物価高騰が、子育て世帯の家計に大きな負担を強いている。そうした中で、目黒区の学校給食費の保護者負担は、公立小学校で年平均51,378円。公立中学校では年平均63,723円と、義務教育にかかるさまざまな費用の中で最も重い負担となっている。

今、学校給食無償化の願いはかつてなく広がっている。目黒区では給食の食材費の高騰に対して、国の地方創生臨時交付金を活用して学校給食費の値上げを抑制するなど、家計負担の軽減に取り組んできた。全国で8割を超える自治体が、地方創生臨時交付金などを活用し、物価高騰対策として保護者負担を軽減している。さらに、東京都葛飾区のように無償化する自治体も生まれてきた。

(1) 新型コロナと、物価高騰で区民生活が脅かされている中で、目黒区の全ての子どもたちの健やかな成長を保障するために、今こそ学校給食費の無償化に取り組むべきではないか伺う。

(2) 「義務教育は無償」を定めた憲法第26条に則して、学校給食費の無償化については、国による財政措置を行うことを、国に対して要望するべきではないか伺う。

2 区立学校のトイレに生理用品を配備することについて

2021年3月、「#みんなの生理」という任意団体がオンラインアンケートを行った。過去1年間で、経済的理由で生理用品の入手に苦労したことがある若者が20.1%、5人に1人に上るなど、その公表結果が社会に大きな衝撃を与えた。これを機に、経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある、いわゆる「生理の貧困」にある子どもたちを支え、安心して学校生活を送れるようにするために、全ての区立学校のトイレに生理用品を配備するべきではないか伺う。

3 「包括的性教育」を中心に据えた「生命（いのち）の安全教育」の推進について

コロナ禍は女性のパンデミックと指摘されるように、女性へのDVや虐待、性的搾取、生活困窮、自殺が増加している現状がある。特に、コロナ禍、緊急事態宣言の下、10代の若年層の妊娠相談が増えたことは

重大である。

そもそも、日本社会において、女性への性暴力やハラスメントを禁止する法律が未整備であるなど、ジェンダー平等が世界の中でも立ち遅れている現状もある。また、インターネットやSNSによる性情報が氾濫する中、子どもたちが性教育を受ける前に、誤った性情報に触れ、それを信じてしまう恐れも高くなっている。子どもたちが間違った情報を信じることで傷ついたり事件に巻き込まれたりする前に、性に関わる身体的発達や、生殖及び妊娠・出産の過程、そして、望まない妊娠や性暴力・性犯罪を防ぐための知識を身につけさせること、さらには、LGBTQなどの多様な性のあり方や、自分も他者も尊重し、対等な関係性を築くことの重要性なども学ぶ人権教育としての「包括的性教育」が目黒区の教育に求められている。目黒区は来年度から文科省の副教材を活用した「生命（いのち）の安全教育」を進めると聞いているが、人権教育としての「包括的性教育」を中心に据えた取り組みにするためにも2点伺う。

- (1) 文科省・内閣府による「生命（いのち）の安全教育」が、目黒区でも来年度から本格実施される。学習指導要領の中には、いわゆる「歯止め規定」があり、学習指導要領では、小学5年の理科と中学1年の保健体育で人の受精や妊娠の過程は取り扱わないものとなっており、それが子どもたちに科学に基づいた正しい知識を教える妨げになっている。人権や個人の尊厳が大切にされる社会の土台を築くため、国際水準の包括的性教育の導入が必要と考える。昨年2月、教育長は、議会答弁の中で「学習指導要領等を踏まえた系統的、計画的な性教育を着実に実施していくことが肝要」と答弁されたが、こうした議論を踏まえれば、学習指導要領を踏まえた「性教育」では不十分なのではないか。

もちろん、性教育に関わらず、区が、特定の教育内容を各学校や幼稚園などの全ての教育課程に強制的に盛り込むよう求めることはあってはならない。しかし、各教育現場の判断で、必要に応じて、子どもたちの発達段階に適した「包括的性教育」を行うこと、より豊かな性教育の実践を進めることを否定すべきでないと考えているがいかがか。

- (2) 文科省の示した「生命（いのち）の安全教育」の教材を見ると未就学児から中学生まで各発達段階に応じてプライベートゾーンを示したり、

コミュニケーションの取り方について学んだり、性犯罪・性暴力を防ぐための教材となっていることは事実。しかし、あくまでも「性犯罪・性暴力を防ぐ」ことを目的としており、自分や他者を個として尊重することの大切さ＝人権の大切さが包括的に学べるものではない。また、妊娠・出産の過程や、避妊の方法、または、LGBTQなどの多様な性のあり方などの紹介もない。「生命（いのち）の安全教育」を進めるにあたって、各教育現場の判断で「包括的性教育」の視点に基づいて、妊娠・出産の過程や避妊方法、多様な性のあり方などを、補足情報を付け加えることもありうると思うが、見解を伺う。

質問者氏名 河野陽子

目安時間 30分

1 区の妊娠・出産しやすい環境づくりに対する考え方について問う

わが国の昨年の出生数は約81万人と過去最少を更新。国の想定を超えた少子化が鮮明となった。このままの状況が続けば、2040年と想定されている人口減少・労働人口減少が5、6年前倒しになるとの見通しさえある。わが国の少子化はすでに国難といえる局面と考える。国は少子化打開のため、一般不妊治療と生殖補助医療に対する保険適用を実施するなど様々支援策を講じているが、基礎自治体である目黒区の妊娠・出産しやすい環境づくりに対する考え方について問う。

- (1) 区の不妊治療に対する助成のこれまでの取り組みの経緯について伺う。
- (2) 国が一般不妊治療と生殖補助医療に対し保険適用を実施し、さらに東京都では特定不妊治療費（先進医療）に対し、独自助成を決めた。今まで以上に妊娠・出産しやすい環境づくりが急がれる中、区においても子育て支援の充実に加え、妊娠・出産に対し積極的にさらなる支援をしていくことが必要と考える。不妊治療に対するさらなる助成等の検討をするべきと考えるがいかがか。
- (3) 今後あらゆる角度から妊娠・出産しやすい環境づくりを進める上で、リプロダクティブ・ヘルスの中でも、プレコンセプションケアの周知・啓発が重要と考えるがいかがか。
- (4) 今後区は、子育てしやすい環境づくりだけでなく、妊娠・出産しやす

い環境づくりにさらに力を入れていくべきである。総合的視点・継続的視点で本気で対策に取り組むべきではないかと考えるが、今後どのように施策を進めていくのか伺う。

以 上